

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

法人の交際費の10%加算課税

Q：法人が支出する交際費については昨年の改正により課税がきつくなっていますが、そのことについて詳しく教えてください。

A：6年度改正により、法人の交際費課税が強化されています。

資本金5,000万円以下の法人には、一定の損金算入枠を設けて損金算入（資本金1千万円以下の法人は400万円・資本金1千万円超5千万円以下の法人は300万円）が認められていますが、この枠の支出については10%分を損金不算入となります。

例えば、資本金1千万円の法人が500万円の交際費の支出があれば、 $400万円 \times 10\% + 100万円 = 140万円$ が損金不算入となります。

適用事業年度は、平成6年4月1日以降開始事業年度から適用とされます。

3月決算法人ですと、今期から適用となりますので、交際費に含めなくてもいい費用を交際費としていないか最終確認をされるとよいでしょう。

また、6年4月1日以降の支出分から使途秘匿金についても課税強化され、40%の追加課税がされます。

これまでは単に損金不算入の処理でよかったのが、支出先の証明の有無で課税関係が変わってくることになります。

支出先の不明な交際費等がある場合は、使途用途を明確にしておくようにしましょう。

